	―― 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの	29.8%及び 1kg につき 425 円	EIF
	―― その他のもの		
040410.146	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	29.8%及び 1kg につき 425 円	JPB16**, SG4**
040410.147	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの	29.8%及び 1kg につき 425 円	JPB21*, SG4*
040410.148	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの	29.8%及び 1kg につき 425 円	JPB6****
	(2) その他のもの		
	〔2〕 その他のもの		
	〔i〕 無機質を濃縮したホエイ		
	― その他のもの		
040410.165	―― 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	TRQ-JP6
	―― その他のもの		
040410.166	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの		
	――― 砂糖を加えたもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	JPB16***, SG4**
	――― その他のもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	JPB16**, SG4**
040410.167	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの		
	――― 砂糖を加えたもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	JPB21**, SG4*
	――― その他のもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	JPB21*, SG4*
	〔ii〕 その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
	― その他のもの		
040410.175	―― 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 9 条第 2 項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの		
	――― 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	EIF
	―― その他のもの		
040410.176	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	JPB16***, SG4**
040410.177	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	JPB21**, SG4*
040410.178	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	JPB6*****
	2 その他のもの		
	― その他のもの		
040410.185	―― 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 6 第 1 項又は第 9 条第 2 項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	TRQ-JP6
	―― その他のもの		
040410.186	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	JPB16**, SG4**

040410.187	――― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの	29.8%及び 1kg につき 687 円	JPB21*, SG4*
040410.200	2 その他のもの	21.3%	B11
0404.90	その他のもの		
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
	(1) 脂肪分が全重量の 1.5%以下のもの		
	〔2〕 その他のもの		
040490.118	― その他のもの	29.8%及び 1kg につき 400 円	TRQ-JP6
	(2) 脂肪分が全重量の 1.5%を超え 30%以下のもの		
	〔2〕 その他のもの		
040490.128	― その他のもの	29.8%及び 1kg につき 679 円	TRQ-JP6
	(3) 脂肪分が全重量の 30%を超えるもの		
	〔2〕 その他のもの		
040490.138	― その他のもの	29.8%及び 1kg につき 1,023 円	TRQ-JP6
04.06	チーズ及びカード		
0406.10	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード		
040610.020	― 乾燥固形分が全重量の 48%以下のもの（1 個の重量が 4 グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が 5 キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）	22.4%	B16
	― その他のもの		
040610.090	―― その他のもの		
	――― クリームチーズ（コーデックスのクリームチーズの規格（CODEX STANDARD 275-1973）に記載されているもの。軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分における乳脂肪、無脂肪状態における水分及び全重量における乾燥固形分が、それぞれ同規格に記載されている最小含有率を超えるものに限る。）		
	――― 脂肪分が全重量の 45%未満のもの	29.8%	B16
	――― その他のもの	29.8%	JPR7
0406.20	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）		
040620.100	1 プロセスチーズのもの	40.0%	B16
040620.200	2 その他のもの	26.3%	B16
040630.000	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	40.0%	TRQ-JP5
0406.40	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ		
040640.090	― その他のもの	29.8%	JPR13
0406.90	その他のチーズ		
040690.090	― その他のもの		
	―― ソフトチーズ（コーデックスのチーズの一般規格（CODEX STANDARD 283-1978）の 7.1.1 において定義される軟質に指定される無脂肪状態における水分を超えるものに限る。）以外のもの	29.8%	B16